

大学等入学者に対する給付型奨学金について

市内在住の方から、奨学金事業のために寄附金をいただきましたので、寄附金を利用した返還不要の奨学金の申込みを開始します。

1. 対象者

令和7年3月に高等学校等を卒業して大学・短期大学・専修学校専門課程に入学した1年生で、経済的理由により就学困難な人。

2. 応募資格

次のいずれにも該当することが必要となります。

- ①佐伯市に1年以上住所を有する者、又は1年以上住所を有する者の被扶養者
- ②市税を滞納している世帯員がいないこと
- ③経済的理由により就学が困難であること（※1）
- ④令和7年3月に高等学校を卒業又は、高等専門学校第3学年を修了し、令和7年4月に大学等に進学した者であること（※2）
- ⑤卒業した高等学校等の卒業時の学年における全科目の平均成績が、5段階評価に換算して、原則として3.5以上であること。

- ※1 (1)世帯員全員の市県民税所得課税証明書の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）の合計が51,300円未満の場合
(2)上記の算定基準額が154,500円未満であり、多子世帯（税情報上、生計維持者が扶養している子どもが3人以上の家庭）に属する場合、又は私立大学の理工農系の学科に属している場合

- ※2 大学等とは、学校教育法に定める大学、短期大学（専門職大学の前期課程を含む）及び専修学校専門課程

<下記の表は(1)の場合の収入・所得の目安です>

世帯人数	想定する世帯構成	年間の収入金額	年間の所得金額
2人	本人・親	402万円以下	272万円以下
3人	本人・親・高校生	457万円以下	311万円以下
4人	本人・親①・親②（無収入）・高校生	461万円以下	348万円以下
5人	本人・親①・親②（パート）・高校生・中学生	親①461万円以下 親②100万円以下	親①353万円以下 親②100万円以下

3. 給付金額 1人当たり10万円

4. 人数 25人程度

※選考委員会で審査し、予算の範囲内で決定しますので、応募資格を満たしていても選考されないことがあります。

5. 申込に必要な書類

- ①佐伯市給付型奨学金給付申請書（作文箇所あり）
 - ②佐伯市給付型奨学金給付の調査に係る同意書
 - ③暴力団関係者でない旨の誓約書
 - ④世帯全員の住民票（写し）※佐伯市に住所がある方は不要。
 - ⑤学業成績証明書（卒業校である高等学校等のもの）
 - ⑥在学証明書（現在就学している大学等のもの）証明日が令和7年4月1日以降のもの
- ※①の作文箇所については選考結果に影響する可能性があるため、特別な事情がある場合はできる限り詳細にご記入下さい

6. 申込期間 4月7日（月）～5月30日（金）

7. 提出先 佐伯市教育委員会 学校教育課（佐伯市中村東町6番9号 まな美2階）
平日 午前8時半～午後5時まで受付（土日祝日閉庁）

8. 選考及び可否決定通知

提出された書類をもとに選考委員会の審議を経て、予算の範囲内で決定し、6月下旬頃可否を通知します。

9. その他

- ①奨学生に決定された方には、佐伯市給付型奨学金給付請求書を送付しますので、振込先等必要事項を記入・提出後、7月中に交付する予定です。
- ②虚偽の申請その他不正の行為によって給付型奨学金の給付を受けたことがわかった場合は、既に交付した給付型奨学金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

《お問い合わせ》

佐伯市中村東町6番9号
佐伯市教育委員会 学校教育課
学事係 TEL0972-22-4064